

布水中学校 いじめ防止基本方針

野々市市立布水中学校

令和7年6月改定

目次

はじめに

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの理解

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 地域や家庭との連携
- (5) 関係機関との連携

3 いじめ防止基本方針の策定

- (1) いじめ防止基本方針

4 いじめ問題対策チームの設置と個別案件対応班

- (1) いじめ問題対策チーム（常設）について
- (2) 個別案件対応班について

5 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見・通報を受けた時の対応
- (2) いじめの事実確認と報告
- (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援
- (4) いじめを行った生徒への対応
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ
- (6) ネット上のいじめへの対応
- (7) いじめの再発防止

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の発生と調査

7 警察への相談・通報

8 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

別紙資料

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を感じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という。）は、子どもの尊厳を保持する目的の下、国・県・市・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

なお、今回の改定は「いじめ問題対策チーム（常設）」の目的、構成、機能及び役割の再確認と、改定前（令和5年6月版）の「いじめ防止基本方針」にある「個別案件対応班」について、機動性があり実効的で組織的な対応となるよう、石川県の基本方針を参考に個別案件対応班を改めた。また、「2（3）いじめの対処」について、より具体的な手立てを講ずることができるよう、「5　いじめに対する措置」を掲載した。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

そして、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめられた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造から発生する問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、いじめの未然防止の観点が重要であり、すべての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そのためには、学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する力を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス要等の要因に着目し、その改善を図り、適切に対処できる力を育むことが必要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。あわせて、いじめ問題への取組の重要性については、地域や家庭と一体となって取り組んでいく普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は教育委員会と連携して、定期的なアンケート調査や

教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域や家庭と連携して常に生徒の SOS を見逃さないようにする必要である。

(3) いじめへの対処

学校は、いじめの可能性があることを確認した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対しても事情を確認して適切に指導することが必要である。その際、いじめたとされる生徒からの事実確認等は、その立場や背景、状況等を十分に配慮しながら慎重に行う必要がある。また、家庭への連絡や教育委員会への報告のほか、事案に応じて関係機関と連携することが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域や家庭との連携が必要である。市PTA連合会や“ののいちっ子を育てる市民会議”など、地域の関係団体等と学校関係者が、いじめをはじめとする学校の諸課題について協議する機会を設けたり、野々市市生徒指導連絡協議会や学校運営協議会（コミュニティスクール）など関係機関と連携した対策を推進したりすることが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになるため、学校と地域や家庭が組織的に連携・協働する体制づくりが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応は、学校や教育委員会が、いじめる側の生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要である。そのためには、平素から関係機関との関係づくりや情報共有体制を構築しておくことが必要である。

3 いじめ防止基本方針の策定

(1) いじめ防止基本方針

本校は、国の中等教育学校いじめ防止基本方針を参照し「布水中学いじめ防止基本方針」を定める。

4 いじめ問題対策チームの設置と個別案件対応班

(1) いじめ問題対策チーム（常設）について

① 目的

いじめ問題の早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

- i) 校長をトップに、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談担当者、学年主任、養護教諭、特別支援教育担当者、S C・生徒指導サポーター等の専門的知識を有する者を加え構成する。
- ii) 校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

③ 機能・役割

- i) いじめを見逃さない学校づくりの推進
- ii) 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- iii) 「学校いじめ防止基本方針」の保護者、地域に対する周知
- iv) 生徒会が主体となった「いじめを見逃さない学校づくり」の一層の推進
- v) 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくり推進
- vi) S Cや生徒指導サポーター等の専門家、関係機関等と連携したいじめ問題への対応
- vii) いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
 - ・個別案件対応班の設置
 - ・情報の収集と整理
 - ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請
 - ・教育委員会、関係機関への協力要請
 - ・個別案件対応班への指示・助言

※ いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

(石川県いじめ防止基本方針)

(2) 個別案件対応班について

① 目的

いじめ問題に対し、学級担任など特定の教員による抱え込みを回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

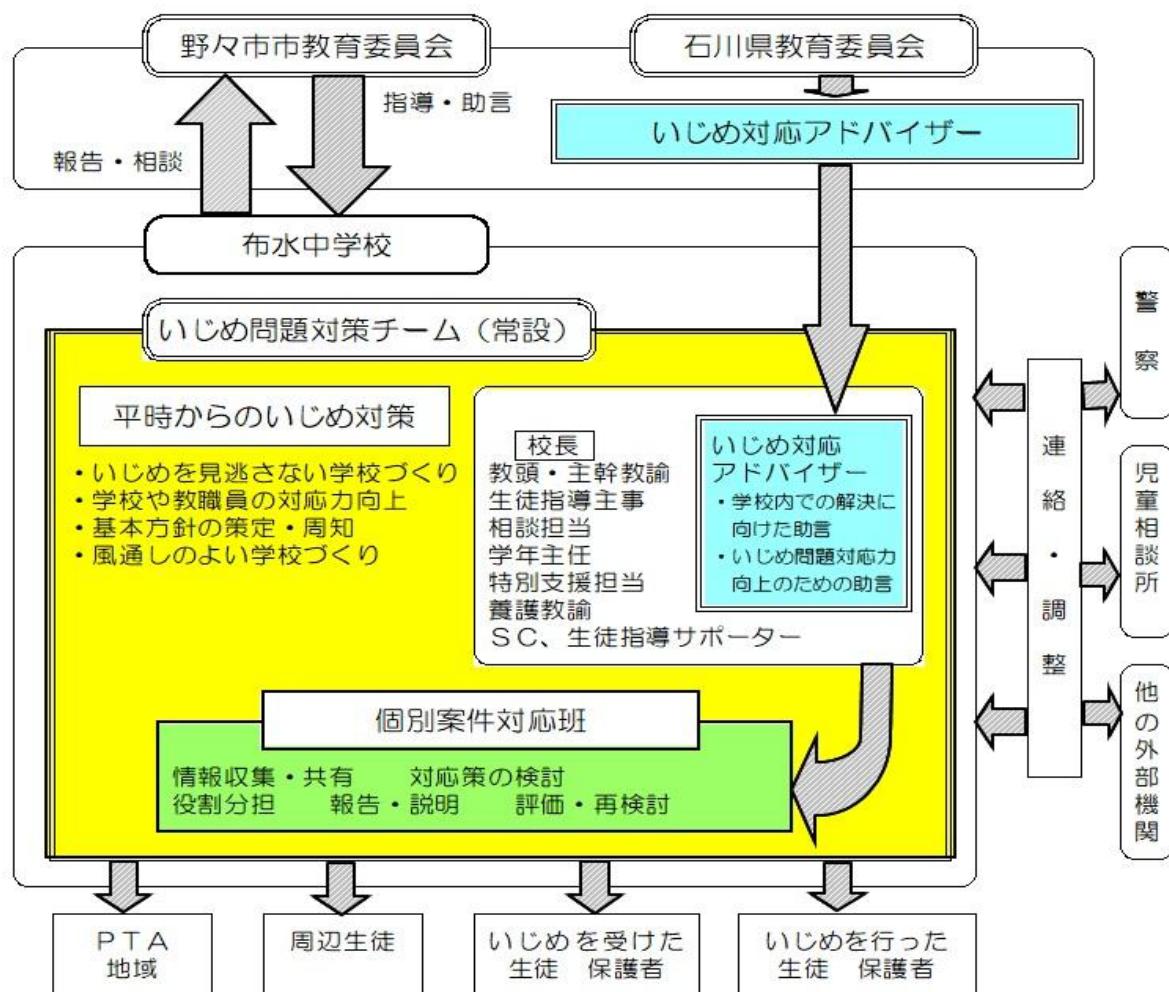
② 構成

- i) 当該児童生徒の学級担任、部活動顧問等に、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ii) いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わることもある。
- iii) いじめ事案ごとに必要に応じて組織することを基本とする。

③ 機能・役割

- i) 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。

- ii) 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- iii) 役割分担に沿った対応を進める。
- iv) 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- v) 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- vi) 対応の結果について整理し、記録に残す。



5 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその場でその行為を止める。
- ② いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、当該生徒の立場に立ち、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。
- ③ いじめられた生徒やいじめを報告してきた生徒の心身の安全を確保する。
- ④ 管理職等に速やかに報告するとともに、当該学年主任等を中心とした対応体制をとる。

(2) いじめの事実確認と報告

- ① いじめ問題対策チームを中核として、個別案件対応班において速やかにいじめの事実確認を行う。校長は、その結果を教育委員会に報告する。
- ② 家庭訪問等により、具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- ③ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、白山警察署と相談することを含め、適切に対処する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。また、必要に応じて、関係機関との連携を図る。
- ② いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(4) いじめを行った生徒への対応

- ① いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を考え、当該生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的な配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ② いじめた生徒への対応は、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。
- ③ いじめた生徒に対して、必要に応じて保護者の理解を得て、別室指導や自宅学習等の措置を講じることもある。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを止めることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。
- ② はやしたてる行為や見て見ぬふりの行為は、加担する行為であることを理解させる。
- ③ 生徒たちが、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育成し、実践する力を身につけさせる。
- ④ いじめは、謝罪のみで終わらせるのではなく、関係した生徒の人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① パスワード付きサイトやSNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報

モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。

- ② ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局や白山警察署の協力を求める。
- ③ 市少年育成センターをはじめ、ネットパトロール等で発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。

(7) いじめの解消と再発防止

①いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- i) いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続している。
- ii) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを生徒本人及び保護者との懇談等で確認できている。

②再発防止に向けての取組

- i) デイリーライフ等、日常の学習予定ノートなどの記載事項の確認
- ii) SOS の出し方講座やネットやスマホに係る講座等の外部講師による講演会の実施
- iii) 生徒が学びの楽しさや充実感を得られるための授業改善
- iv) 学校運営協議会と連携したSOSの受け取り方講座等の地域への働き掛け
- v) 1年生対象のスクールカウンセラーによる全員面談
- vi) 定期的なアンケートの複数回の点検確認、内容の共有と記録

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように定義される。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態であるととらえる必要がある。

② 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

③ 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があつたのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

④ 調査結果の提供及び報告

学校は教育委員会の指導の下、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

学校は、教育委員会に調査結果を報告する。

7 警察への相談・通報

指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、白山警察署と相談して対処する。そのため、学校と警察は日常的に情報共有や相談を行える体制を構築していく。

<警察に相談または通報すべきいじめの事例>

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 無理やりズボンを脱がす。	暴行
感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害
断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ
断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝
靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 財布から現金を盗む。	窃盜
自転車を壊す。 制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等
度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要
本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	脅迫 名誉棄損、侮辱
同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与
同級生に対して、スマートフォンで自分の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。	児童ポルノ提供等
同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。	
同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の物に提供する。	
友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォンに保存している。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）
元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	

(「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」令和5年2月7日 文科省より)

8 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取組内容	アンケート
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ問題対策チーム」の設置 ・教職員対象の生徒指導全体研修会の実施 ・第1回「いじめ問題対策会議」の実施 ・「いじめ防止基本方針」の確認及び前年度の実態確認 ・「いじめ防止基本方針」のHPへの掲載 ・学校だよりで「いじめ防止対策推進法」の周知 ・教職員による朝のあいさつ運動（街頭指導含）の実施 ・1年生対象「いじめ防止教室」の開催 ・教育相談だよりの発行（スクールカウンセラーの紹介） 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生全員を対象とするスクールカウンセラーとの「全員カウンセリング」の実施 ・いじめについて考える道徳科の授業の実施 ・1年生対象「SOSの出し方講座」の実施 ・3年生対象「NTTドコモスマホ・ネット安全教室」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止アンケート
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒と学級担任による個人懇談の実施（懇談週間） ・ピュアキッズスクールの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケート
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「いじめ問題対策会議」の実施 ・学年集会で「ネットトラブル」等についての指導 ・教育相談だよりの発行（相談窓口の紹介） ・保護者懇談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修（市教育相談研修会） ・学校運営協議会による前期学校評価「いじめ対策」の検証 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による朝のあいさつ運動（街頭指導含）の実施 ・2年生対象「弁護士によるいじめ予防教育」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止アンケート
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「いじめ問題対策会議」の実施 ・2年生対象「KDDIスマホ・ケータイ安全教室」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止アンケート
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒と学級担任による個人懇談の実施（懇談週間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいアンケート
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談の実施 ・第4回「いじめ問題対策会議」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度いじめ対策の取り組みの振り返りと次年度の計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止アンケート
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒と学級担任による個人懇談の実施（懇談週間） ・学校運営協議会による後期学校評価「いじめ対策」の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいアンケート
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回「いじめ問題対策会議」の実施 ・「いじめ防止基本方針」の見直しと改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止アンケート

*必要に応じて臨時の「いじめ問題対策会議」を招集し開催する。

別紙資料**学校・家で出すサイン**

ア いじめられている子どもが学校で出すサイン * 無理にやらされている可能性がある

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○うつむきがち	○始業ぎりぎりの登校が多い
授業開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、イスが散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を変えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対して嘲笑が見られる ○責任ある係の選出で冷やかし半分に名前が挙げられる ○ひどいあだ名で呼ばれる	○グループ分けで孤立することが多い（机を合わせない） ○保健室によく行くようになる *不真面目な態度で授業を受ける *ふざけた質問をする *テストを白紙でだす
休み時間	○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下を歩いている ○用もないのに職員室に来る ○遊びの中で孤立しがち ○プロレスごっこで負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中でいつも同じ役をしている *大声で歌う *仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べるとき席を離している ○その子どもが配膳すると嫌がられる	○嫌いなメニューの時に多く盛られる *好きな物を級友にゆづる
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人でする ○イスや机がぽつんと残る	*さぼることが多くなる *人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔に擦り傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている日がある ○部活動に参加しなくなる *他の子の荷物を持って帰る

イ いじめている子どもが学校で出すサイン

発見の機会	観察の視点（特に、変化が見られる点）	
授業中	○文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○プリントなどの配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○自分の宿題をやらせている	○指名されただけで目配りし、嘲笑する ○後ろからイスを蹴ったり、文具等で体をつついでいる ○授業の後片付けを押しつけている
休み時間	○嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○けんかするよう仕向けている	○移動の際など、自分の道具を持たせている ○蹴ったり、殴ったりしている
給食時間	○配膳させたり後片付けさせたりしている ○自分の嫌いな食べ物を押しつけている	○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う
清掃時	○雑巾がけばかりさせている ○雑巾を絞らせている	○机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする
放課後	○自分の用事につきあわせる	○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

ウ 注意しなければならない生徒の様子

* 無理にやらされている可能性がある

様子等	観察の視点（特に、変化が見られる点）
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○活気がなく、おどおどしている ○寂しそうな暗い表情をする ○手遊びが多くなる ○独り言を言ったり急に大声を出したりする
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○教科書などにいたずら書きされる ○持ち物、靴、傘等を隠される
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○SNSのグループから故意にはざまれる

家庭で分かるいじめ発見のポイント

ア いじめられている子どもが家庭で出すサイン

- 衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

イ 「ネットいじめ」にあっている子どもが家庭で出すサイン

- パソコンや携帯電話等を頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- 親が近づくと画面を切り替えたり、隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような態度をとる。
- 電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。